

半田市土地対策会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、市域の合理的かつ有効適切な土地利用と保全を図るとともに、土地に関する諸問題について総合的に審議するため、半田市土地対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 法令に基づく土地利用計画の調整に関すること。
- (2) 市、国及び他の地方公共団体における土地基盤整備事業計画及び施設計画の調整に関すること。
- (3) 市等の用地取得、処分及び土地等の買取り協議に関すること。
- (4) 愛知県土地開発行為に関する指導要綱の運用に係る調整に関すること。
- (5) 半田市宅地開発等に関する指導要綱の運用に関すること。
- (6) 民有地等の借受けに関すること。
- (7) 市有地の貸付けに関すること。
- (8) その他特に必要なこと。

(組織)

第3条 会議は、別表1に定める者で構成するものとし、その議長は副市長とする。

2 会議に価格調整会議を設置し、別表2に定める者で構成するものとし、その議長を副市長とする。

3 価格調整会議は前条第3号の価格の決定及び交換の案件、前条第6号及び第7号の価格の決定の案件を審議する。

4 議長は、前項及び土地対策会議提案基準で規定する審議事項の内容を精査し、必要があると認めるときは、関係する部課等の長を会議に参加させることができる。

(会議の開催)

第4条 会議及び価格調整会議は、必要に応じ議長が招集する。

(庶務)

第5条 会議の庶務については企画課、価格調整会議の庶務については財政課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議及び価格調整会議の運営に関する事項は、議長が定める。

この要綱は、昭和 50 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 55 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、収入役に係る改正後の規定（削除する規定を含む。）は適用せず、改正前の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表１ 土地対策会議

副市長、企画部長、総務部長、市民経済部長、建設部長、環境水道部長

別表２ 価格調整会議

副市長、企画部長、総務部長、市民経済部長、建設部長、環境水道部長
